

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月5日
【報告者の名称】	株式会社ホギメディカル
【報告者の所在地】	東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階
【電話番号】	03(6229)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 最高財務責任者 藤田 泰介
【縦覧に供する場所】	株式会社ホギメディカル (東京都港区赤坂2丁目4番6号 赤坂グリーンクロス19階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ホギメディカルをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、TCG2509株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に翻訳が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者及び当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能

性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社が2025年12月18日付で提出いたしました意見表明報告書（2025年12月23日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、同月25日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書、2026年1月6日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）について、公開買付者が、2026年2月4日付で外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行ったことに伴い、2025年12月18日付で提出した公開買付届出書（2025年12月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2026年1月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長し、公開買付期間を40営業日に延長することとしたことから、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
 - (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由
 - 本公開買付けの概要
 - (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
 - 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公司買付けに関する意見の根拠及び理由

本公司買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいてあります。

本公司買付けの概要

(訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、2025年12月17日、当社を完全子会社化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の取締役が保有する譲渡制限付株式（合計10,896株、所有割合（注2）：0.05%）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公司買付けを実施することを決定したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、2025年12月17日、当社を完全子会社化することを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の取締役が保有する譲渡制限付株式（合計10,896株、所有割合（注2）：0.05%）（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公司買付けを実施することを決定したとのことです。

2026年2月4日、外為法第27条第1項の定めによる届出につき、公開買付者と関連当局との協議が整ったとのことで、公開買付者は、経済産業省及び厚生労働省からの指示を受け、2026年2月4日付で、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されたとのことです。これに伴い、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月5日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年2月20日まで延長すること（以下「本買付条件変更」といいます。）となったとのことです。

<後略>

(6) 本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

上記「入札手続の実施」に記載のとおり、当社は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しております。したがって、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えております。

加えて、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、(法第27条の2第2項、令第8条第1項)、公開買付期間を30営業日と設定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

上記「入札手続の実施」に記載のとおり、当社は、本件プロセスを実施し、競争環境が維持された中で、企業価値の向上及び株主価値の最大化等の観点から評価基準を置き、当該評価基準に基づく総合的な評価を合理的に行うことで、公開買付者を選定しております。したがって、公開買付者以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分に確保されたものと考えております。

加えて、公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、(法第27条の2第2項、令第8条第1項)、公開買付期間を30営業日と設定しているとのことです(なお、本買付条件変更により、公開買付期間は40営業日に延長されているとのことです。)。

<後略>

以上